

## 食堂ご利用キャンセルの際の取扱いについて

利用者の皆様へ

国立室戸青少年自然の家 所長 大向 満

平素は国立室戸青少年自然の家（以下自然の家）をご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび、食堂ご利用をキャンセルされる際のキャンセル料の取扱いにつきまして、新たに決めさせていただきましたのでご案内申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の流行により、昨年度よりご利用日直前での予約キャンセルが発生しており、当自然の家としてもご利用者の皆様のご事情を理解のうえ対応してまいりました。しかしながら、今後もコロナ禍の長期化も懸念されることを踏まえ、ご利用者の皆様がやむを得ずキャンセルされる場合にも事前にご連絡をいただくことで、食品ロスを防ぐとともに、当自然の家の食堂のサービス維持と安定的な運営に努めてまいりたいと考える次第です。

つきましては、ご予約後のキャンセルについて下記の通りとさせていただきますので、食堂をご利用の皆様にはご不便とお手数をおかけいたしますが、内容をご確認いただき、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### ――― 記 ―――

- ご予約をキャンセルされる場合は、ご利用日（ご利用の初日）の1週間前〔例えば金曜日にご利用開始の場合はその前週の金曜日〕の17時までにご連絡をお願いいたします。
- ご利用日の1週間前までにキャンセルのご通知がない場合のキャンセルにつきましては、キャンセル料として『ご予約いただいた食堂食（野外炊事・弁当を含む）に係る料金の30%』を徴収させていただきます。
- ご利用日の5日前の17時までにはキャンセルのご通知がない場合のキャンセルにつきましては、従前どおりキャンセル料として『ご予約いただいた食堂食（野外炊事・弁当を含む）に係る料金の全額』を徴収させていただきます。
- 食数変更をされる場合は、従前どおりご利用日の2日前の17時（野外炊事・弁当は5日前17時）までにご連絡をお願いします。期限を過ぎての食数変更についてはお受けできません。
- 台風を理由としてのキャンセルはご利用日3日前の17時までには連絡をお願いします。それを過ぎた場合は、『ご予約いただいた食堂食（野外炊事・弁当を含む）に係る料金の全額』を徴収させていただきます。

- この新たなキャンセル料等の取扱いは、令和3年7月20日（火曜日）から適用させていただきます。
- 以下の場合におきましては、キャンセル料をご負担いただく必要はございません。（但し、ご予約のキャンセルのご連絡はお願いいたします。）
  - (1) ご利用者様のお住いの地域において、緊急事態宣言やまん延防止措置がご利用日の1週間前を経過した後に発令された場合。
  - (2) 天災等（台風は除く）、ご利用者様に責任のないこと（不可抗力）を理由としてのキャンセルの場合。  
ただし、新型コロナウイルス感染症に起因するキャンセルは、(1)、(2)の場合を除き、キャンセル料のご負担が発生します。

なお、上記に関するお問い合わせは下記に記載のご連絡先までお願いいたします。

－ ご連絡先 0887-23-2313 国立室戸青少年自然の家 事業推進係 －

以 上